枝・木

1 対　象

家庭の庭などから発生する「剪定枝」「幹」

※樹木の種類は問いません。
　枝の場合は、多少葉がついている状態でも
　かまいません。

家庭で不要になった「木材」

※家具などを解体した木材でもかまいません。
　ただし、金具・釘などは必ず外してください。

2 対象とならないもの

- ✕ 土のついた根
- ✕ 枯葉や落ち葉、刈り草
- ✕ スキー板や除雪用具など

3 出し方の注意

① 1m以内の長さに切る。

② 1mぐらいの長さのひもで束ねる。

③ 太さは問わないが、
　人の手で運べる大きさ・重さにする。